

## 経営会議の内容

件 名	大和市子育て支援施設条例の制定について
所 管 部	こども部
日時・場所	平成29年1月24日（火）10：50～11：40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、ほいく課長
提 出 理 由	大和市子育て支援施設条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用希望者が定員を超えた場合はどうするのか。また、他の施設を増設するなどの検討はしているか。           <p>(所管部) 利用定員は送迎ステーション40名、託児室20名としているが、最大あと10名程度は面積的に受け入れが可能である。幼児を弾力的に受け入れ、送迎ステーションについては最大50名程度まで預かることとすることで、現状としては問題がないものと考える。今後の事業展開については、子育て支援施設の運営状況を見ながら検討していく。</p> </li> <li>市外の方が送迎ステーション、託児室の利用は可能か。また、利用料金に差はあるのか。利用定員を超えるような場合、市民を優先することはあるか。           <p>(所管部) 両施設ともに市外の方も利用可能である。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園などの特定教育・保育施設の保育料は、国の定めた価格内で各市町村が設定するため、市内・市外の区分による料金差が少ないこと、また、新制度に移行していない私立幼稚園については保育料に差を設けていない現状から、幼稚園児等が利用する送迎ステーションは料金差を設けることは考えていない。市内類似施設である屋内こども広場保育室は市内・市外の区分はなく、均衡を保つため託児室も料金差を設けることは考えていない。利用人数の想定から、両施設共に定員上限を超える、又はこれに近づくことは少ないと考えているが、保育所等利用調整基準を参考に市民優先とする考えである。</p> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金に差をつけて、市民を優先するものではなく、保育所等と同様の基準で市民を優先し、定員の空き部分を有効活用するために市外の方もご利用いただく、という考え方よいか。           <p>(所管部) そのとおりである。</p> </li> <li>託児室に預けられる時間が4時間というのは、短いのではないか。           <p>(所管部) 本施設には給食を提供できるような調理設備がないことから、給食等の食事の提供ができない。保育の観点から4時間を超えての利用は望ましくない。ただし今後については、利用者ニーズを把握し、必要な検討をしていく。</p> </li> <li>午前中のみ働いている家庭など、朝だけ送迎ステーションを利用したい家庭があった場合も、料金は一定なのか。           <p>(所管部) 朝のみ利用したいという個別ニーズはあるのかもしれないが、現在、公立保育所の延長保育を利用している方の大半は、朝と夜を両方利用している現状から、朝と夜のそれぞれの区分を設けることは想定して</p> </li> </ul>

	<p>いない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園で感染症にかかり、送迎ステーションで広がる可能性があるため、指定管理者に注意するよう指導が必要だと考える。また、小学校低学年の利用について、検討していただきたい。</li> <li>子どもの視点で考えると、幼児が送迎ステーション→幼稚園→送迎ステーションと、頻繁に環境が変わるのは過酷だと考えるが、どうか。 (所管部) 身体的・心理的負担はあると考えるが、送迎時間が短時間となるよう配慮することや、保育所保育指針に基づいた保育を行うなど、影響が最小限となるよう、丁寧に対応していく。</li> <li>幼稚園でも一時預かりを実施しているが、民業圧迫にならないか。 (所管部) 幼稚園の預かり保育を利用している方を呼び込むわけではなく、教育ニーズがあるものの、通勤時間を含めた就労等の状況から幼稚園等を利用できていない家庭に向けて実施するものであることから、預かり保育を行っている幼稚園の事業を圧迫するものではないと考えている。</li> </ul>
<b>会議結果</b>	案のとおり、進めていく。